

皆瀬、板戸発電所

除雪業務委託

08-DA-B6

仕様書

令和8年度

秋田県秋田発電・工業用水道事務所

目 次

第1章 共通事項

- 1 総 則 P 3
- 2 業務管理 P 3
- 3 提出書類 P 3
- 4 検 査 P 3

第2章 委 託

- 1 委託概要 P 4
- 2 委託場所 P 4
- 3 委託条件 P 4
- 4 委託内容 P 4～6
- 5 そ の 他 P 6

第1章 共通事項

1 総 則

- (1) この仕様書は、皆瀬、板戸発電所除雪業務委託08-D A-B 6に適用する。
- (2) 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ実施するものとする。

2 業務管理

- (1) 業務の実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- (2) 業務の実施に当たり、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の妨害並びに公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
- (3) 豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から天気予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- (4) 作業中の安全に留意しなければならない。
- (5) 業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。
- (6) 仕様書またはあらかじめ監督職員の指示した箇所については監督職員の確認を得ること。

3 提出書類

提出書類については以下による。

尚、様式については、「秋田県委託業務共通仕様書 様式集」による。

これにより難い場合は監督職員との協議による。

- | | | |
|------------------------|----------------|------|
| (1) 業務着手届（様式－1） | （契約後10日以内） | 1部 |
| (2) 業務工程表（様式－2） | （契約後 5日以内） | 1部 |
| (3) 業務計画書（様式－7） | （契約締結後14日以内） | 1部 |
| (4) 業務打合せ・指示協議簿（様式－26） | （必要のつど） | 1部 |
| (5) 委託業務実績報告書ほか | （第2章 4 委託内容参照） | 1部 |
| (6) 作業写真 | （第2章 4 委託内容参照） | 1部 |
| (7) 業務完了届（様式－18） | （業務を完了したとき） | 1部 |
| (8) その他必要なもの | （必要のつど） | 必要部数 |

※記載の提出部数についてはこれによるが、監督職員が特に指示するときはこの限りではない。

提出書類の様式について、「調査員」を「監督員」、「管理技術者」を「主任技術者」と置き換えるものとする。

提出部数には、受注者の返却分は含まれない。

4 検査

各検査に際して、あらかじめ関係資料等を整えておくものとし、原則として主任技術者が立会いのうえ検査を受けなければならない。

第2章 委 託

1 委託概要

皆瀬、板戸発電所管内のスノーポール設置、道路除雪及び人力除雪を行うものである。

2 委託場所

皆瀬発電所（秋田県湯沢市皆瀬字真坂地内）

委託場所については、以下の緯度経度の座標位置とする。

「39.05797893732301, 140.62684074344813」

「39.05739159692646, 140.62623456418552」

「39.05735446572235, 140.6310631055293」

板戸発電所（秋田県湯沢市皆瀬字真木地先）

委託場所については、以下の緯度経度の座標位置とする。

「39.06835221726365, 140.59710464159295」

3 委託条件

(1) 委託期間

契約日 ～ 令和9年3月31日

(2) 道路除雪作業時間

除雪作業時間は「除雪作業実施時間」及び「除雪機械回送時間」の合計とし、「始業・終業時の準備運転時間」は含まない。また、運行記録計（タスクメータ）により記録すること。

※ 除雪機械回送時間・・・除雪作業中の無負荷運転時間

※ 始業・終業時の準備運転時間・・・機材置場～除雪現場間の運転時間

(3) 使用機材

使用機材は、除雪ドーザ（ホイール型）8t級以上とし、運行記録計（タスクメータ）を備えるものとする。また、関係法令に基づく検査・登録を行い、自賠責保険及び任意保険（物損保険）に加入することとし、これらの証明書等の写しを契約後～車両使用前までに提出すること。

(4) 人力除雪使用機材・貸与品

当事務所からの貸与品は以下のとおり。

・小型ロータリ除雪機

ヤナセ Y11-25DK 25馬力（ディーゼルエンジン）

保管及び駐機場所 皆瀬発電所 修理工場

※ 燃料及びスコップなどの除雪器具等は受注者で準備すること。

4 委託内容

(1) スノーポール設置

発電所構内及び発電所管理用道路等の除雪範囲が分かるようにスノーポールを設置する。

設置箇所、設置方式及び設置本数は、下記のとおり。なお、設置するスノーポールはすべて支給する。

ア 設置箇所

(イ) 皆瀬発電所 本館及び管理用道路

・土中単柱型 3本

・挿入単柱型 33本

(ロ) 皆瀬発電所 付属建屋

・挿入単柱型 10本

(ハ) 皆瀬発電所 取水口

- ・挿入単柱型 7 本
 - (エ) 板戸発電所及び管理用道路
 - ・挿入単柱型 3 8 本
 - イ 報告書

スノーポール設置報告書（本数記載）及び作業状況写真を添付し、作業後速やかに提出すること。
 - (2) 道路除雪

発電所構内及び発電所管理用道路の機械除雪を行う。

 - ア 作業実施の判断

降雪量が 20 cm 以上（受託者の会社所在地）の場合に自動出動するものとする。また、当事務所から出動要請があった場合も実施する。
 - イ 予定時間

予定時間は 8 3 時間を見込んでいる。なお、精算の際は、報告書により報告された運行時間の合計を実施時間として処理する。
 - ウ 報告書

報告書は下記について記載し、翌月（3 月分は業務完了日まで）に速やかに提出すること。

 - (ア) 委託業務実績報告書

委託名称、委託場所、作業時間、契約期間、実施月。
 - (イ) 建設機械作業月報（作業月報）

実施月で各日付の除雪作業時間。
 - (ウ) 除雪建設機械運転日報（作業日報）

作業年月日、天候、除雪箇所及び除雪前積雪量、除雪時刻及び実施時間、運行記録計（タスクメータ）の記録紙。

作業日報は、作業実施の翌日までに運行記録計（タスクメータ）の記録紙とともに速報として監督職員あてに F A X で送信すること。
 - (エ) 除雪作業写真

作業前後の状況及び作業実施日並びに積雪深がわかるもの。
- (3) 人力除雪及び小型ロータリ除雪

以下の場所において人力除雪または小型ロータリ除雪を行う。

- ア 作業箇所
 - (ア) 皆瀬発電所（高所） 人力除雪
 - ・附属建屋屋上（ひさし部分を含む）
 - ・取水塔周り
 - ・取水口管理橋
 - (イ) 皆瀬発電所（高所以外） 人力除雪
 - ・自家発電室屋上
 - ・倉庫屋上
 - (ウ) 皆瀬発電所取水口取付道路 . . . 小型ロータリ除雪
 - (エ) 板戸発電所（高所） 人力除雪
 - ・建屋屋上
 - ・クレーン設備（歩廊、階段、巻き上げ機上部）
- イ 作業実施の判断

降雪状況等により、監督職員と協議のうえ実施する。
- ウ 予定回数及び数量

予定回数はそれぞれ 2 回を見込んでおり、予定数量は下記のとおり。

なお、精算の際は報告書により報告された時間及び報告された積雪深により計算された容積を実施数量として処理する。

 - (ア) 皆瀬発電所（高所） 2 2 2 m³（1 1 1 m³／回）
 - (イ) 皆瀬発電所（高所以外） 1 1 8 m³（5 9 m³／回）

- (ウ) 皆瀬発電所取水口取付道路 8時間(4時間/回)
(エ) 板戸発電所(高所) 180m³(90m³/回)
- エ 実施数量計算
- (ア) 人力除雪
受注者が除雪前に実測した積雪深の平均に実施箇所の面積を乗じた容積とする。
- (イ) 小型ロータリ除雪
作業前後の小型ロータリ除雪機の時間計(アワーメーター)で計算する。

オ 報告書

報告書は下記について記載し、翌月(3月分は業務完了日まで)に速やかに提出すること。

(ア) 委託業務実績報告書

委託名称、委託場所、作業時間、契約期間、実施月。

(イ) 除雪作業写真

人力除雪は作業前後の状況及び作業実施日並びに積雪深がわかるもの。

小型ロータリ除雪は作業前後の状況及び作業実施日並びに作業前後の時間計(アワーメーター)。

5 その他

- (1) 除雪作業の際は、有資格者を除雪機械の運転に従事させ、事故防止に万全の配慮をすること。
また、発電所構内はマンホールやグレーチング等、地上面よりも突起している箇所があるため、十分注意すること。
- (2) 除雪作業を行うにあたり、発電所の設備を移動させたり、加工した場合は、作業終了時に元の状態に復元すること。また、作業中に発電所の設備を破損させた場合は、請負業者の責任により補修を行うこと。
- (3) 高所における人力除雪は転落及び除雪器具の落下防止に万全の対策を施すこと。
また、落雪にも十分注意を払うこと。
- (4) 小型ロータリ除雪機の運転には熟練した作業員が業務を行うこと。
- (5) 取水口取付道路脇に露出配管が設置されているため、ロータリ除雪時は十分注意すること。
- (6) 貸与機械を使用時は、運転前に点検すること。
また、軽微な補修は本委託に含むものとする。